

11月9日～15日

秋の火災予防運動週間

令和5年11月1日発行

予防課

☎254-0356 FAX 256-7755

2023年度 全国統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来

11月9日(木)～15日(水)の1週間、全国一斉に秋の火災予防運動が行われます。冬は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなる季節です。火災から尊い命と貴重な財産を守るため、一人一人が火災予防の意識を高めましょう。

住宅用火災警報器の設置が高齢者の命を救う

住宅用火災警報器は、津市火災予防条例で平成20年6月から全ての住宅で設置が義務化されています。また、古くなると電池切れなどで機能しなくなることがあるため、定期的な点検や機器の取り替えなど、維持管理についても義務化されています。電池や部品の寿命は約10年と言われ、すでに一部の家庭では取り替え時期がきています。

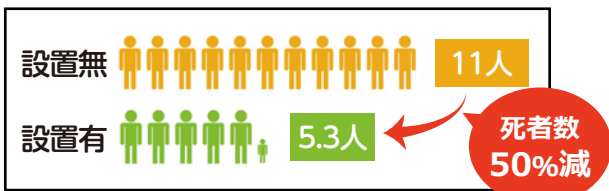


- 住宅火災における死者の約7割が65歳以上の高齢者
- 住宅火災における死者の多くは、就寝中などの逃げ遅れによる

住宅用火災警報器を設置していると、すぐに火災を警報でお知らせし、初期消火や素早い避難をすることができます。

令和元年～3年の総務省消防庁による火災報告集計を比較すると、住宅用火災警報器を設置している場合は、以下の図のとおり、設置していない場合と比べて死者の数は半減し、焼損床面積と損害額も大幅に減少しています。

住宅火災100件当たりの死者数



焼損床面積
60%減

損害額
50%減

住宅用火災警報器は点検・交換が必要です

住宅用火災警報器の点検・交換は、誰でも簡単にできます。本体のボタンを押すか、付属のひもを引くと、正常な場合は正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。

故障を知らせる音声・警報音が流れた場合や、反応しない場合、設置してから10年以上が経過している場合は、すぐに交換しましょう。

ボタンを押す



ひもを引く



点検方法

どこで買えるの？取り付け場所は？

防災機器販売店やホームセンター、家電量販店などで購入できます。購入と合わせて取り付けを依頼できるお店もあります。

取り付け場所は、寝室・階段(2階に寝室がある場合)が義務で、台所は義務ではありませんが推奨されています。

